

《2月26日・川口市教育局 学校教育部 学務課 との話し合いの結果》

- ・ 民間の学童への補助金について、県の補助金を受給し給付することを一度検討したが補助金が下りなかった旨を伺いましたが、保護者からの要望が県に届けばまた対応も違ってくるのでしょうか？

【答】県は放課後児童健全育成事業に係る補助金交付要綱に従い、各クラブではなく、放課後児童クラブを管轄している各市町村に対して補助金を交付するため、県に働き掛けるということについては効果は薄いと思われる。

- ・ 県からの補助金が下りなかった原因については、民間学童が市が委託している学童にはならない為ということ伺いました。川口市には各小学校に公設学童が配置されていることもあり、市が学童を作れないから民間委託して作ってもらう形式でないと補助金は交付されないということ。しかも今の民間学童には基準もなく審査もないのでなおさら難しいとのことでしたが、それならば、民間学童にも基準を作り、クリアしたところを委託先とすればいいのではないのでしょうか？また、委託理由としては、私たちの要望する利用時間の延長と対象年齢の拡大が市では対応できないので、ニーズに対応する学童保育として民間に委託するという形式でもっていくことはできないのでしょうか？

【答】川口市では全ての小学校敷地内に公設の留守家庭児童保育室を設置しているため、基準等を新たに作り委託先を探すということについては計画しておりません。施設に比べ児童数が増え手狭になってきている保育室については、空き教室がある学校についてはその活用、空きが教室が無い学校についてはプレハブの増設をするなどして対応しております。

<補足>

プレハブの増設の費用ですが、最低 5 社以上での入札を行うので決まった金額というものはありませんが、最近の入札結果では目安として平屋のもので 900～1500 万円、2 階建てのもので 1600～2000 万円ほどになっています。

川口市ではプレハブについて 5 年間の賃貸借契約を結ぶので、上記金額を 5 等分した額が年間の基本の支出額になりますが、埼玉県が大規模クラブ解消のために平成 21 年度から開始予定の賃貸借物件対象の補助金の交付により初年度の支出に関しては大部分を県からの補助に頼ることができるようになるので、純粋に満額を支払うのは 4 年間となります。

なお、5 年のリース終了後は物件は業者から市に無償譲渡されます。

また、リースの費用、指導員の加配などクラブ増設に係る経費について、大規模クラブを分割した場合、事実上クラブを一ヶ所増やすという形になるため、上記のプレハブに係る補助金とは別に、県から市へのクラブ運営に係る補助金が 1 クラブ分増額されることになります。

空き教室に余裕がある学校では、プレハブ建設に係る費用を使わずにクラブの分割ができ、施設拡充により待機児童が解消されれば保育料による歳入も増額されるので、市全体では増設に係る費用は補助金・保育料により相殺できると見込んでいます。

その他、ロッカーや下駄箱等の児童増により必要になる備品に係る費用はプレハブの場合はリース代に含まれており、増設により必要になる経費としては今のところ電話などの家

電購入費や、児童増により支出が増えるおやつ代、光熱水費が挙げられています。

上記の計画は現状の予算でできるギリギリの中でのことですが

どちらにしても平成 22 年度当初までには大規模クラブの解消をしないといけないので入室児童が急増した場合に対応できるよう予算に余裕を持たせるのが理想なのかもしれません。

- ・ 学童保育の補助単価（長時間開設加算）の改正について

『全国学童連絡協議会ホームページより、平日分は「1 日 6 時間を超え、18 時を超えて開設する場合」に 1 時間あたり年額 19 万 9000 円が加算されます。つまり、19 時まで開設しなければ長時間加算は受けられないこととなります』とあります。川口市ではこの長時間開設加算につきましては加算が減らされてしまうのではないのでしょうか？

【答】長時間開設加算につきまして、これまで「1 日 6 時間を超え、～」となっていたため、12:30～18:30(ちょうど 6 時間)の開設をしている当市では対象外となっており、もともと長時間開設加算額は受けておりませんでした。

※今回の改正により、長時間開設加算は平日分と長期休暇分に分けられることになったので、学校休業日に 1 日 10 時間の開設をしている当市においては長期休暇分については支給対象となりました。

- ・ 埼玉県放課後児童クラブ運営基準について（朝 8 時からとなっている）

【答】当市においても、この基準をできる限り満たすことができるようにという努力はしているが、児童数が急増している現在、生活スペースの面積や開設時間など、満たすことができない項目もあります。今後もできる限り満たすことができるよう努力して参ります。

- ・ 父母が当番制で朝 7 時半から学童保育室を空けることは可能かとの質問に対し、学務課より、要望があれば可能だとのこと。→保護者は現在横の連携がとれない状態なので、学務課でそのようなシステム作りをしてほしい。

【答】父母会が無い保育室について、結成をしたいという方がいれば、保育室の出入りにチラシ等を張るなどすることについては協力できますが、市が率先して募集や会の結成をすることはできません。

- ・ 手紙による家庭児童保育室の指導員に対する苦情について

【答】先日の話し合いの翌日（2 月 26 日）、保育室の運営をしている川口市社会福祉協議会へ行き、協議会側の担当課長補佐、担当者と苦情の内容、及び今後の対応について話し合いました。頂いた手紙の内容から、3 月に行う各保育室の指導員を集めての全体の会議時に、ご本人様が特定されないよう配慮し、全体への周知という形で話をさせていただくこととなっております。また、以前にも同じような内容のお話をいただいていることもあり、場合によっては個別に指導する等検討するとのことでした。